

本紙はエ「エアー緩衝材製造装置エアーキック」のレンタル契約書です。  
本レンタル契約は下記の契約事項に基きます。

契約書NO. \_\_\_\_\_

貸主(甲) エイキット・トレサ株式会社

借主(乙) エンドユーザー様

## 1) 契約の内容

甲は、エアー緩衝材製造装置エアーキック(以下「エアーキック」という。)について下記条件に基づき乙への貸し出しを行う。

契約期間 基本:1ヶ月ごとの自動更新 開始日 平成 年 月 日 ~

レンタル費用 月額 15,000円(税別)/1台

支払い方法

その他: \_\_\_\_\_

該当機

シリアルNo. \_\_\_\_\_

シリアルNo. \_\_\_\_\_

シリアルNo. \_\_\_\_\_

設置・使用場所(住所) エンドユーザー様の場所

## 2) 物品の取り扱い

- ・乙はエアーキックは、エアー緩衝材を製造する目的以外には使用しない。
- ・乙はエアーキックは、屋外での使用を行わない。
- ・乙はエアーキックは原則として1)記「設置・使用場所」においてのみ使用する。
- ・乙はエアーキックを甲の許可なく持ち出し、第三者への又貸しを行えないものとする。
- ・エアーキックの「定期メンテナンス」は甲の指示により、原則的に乙が行うものとする。
- ・エアーキックのレンタル期間中、乙の「通常の取扱い」の中で故障やトラブルが発生した場合、甲はその修理及び部品交換の手配を無料で行うものとする。
- ・エアーキックのレンタル期間中、乙の「通常の取扱い」を逸脱した事による損傷を甲乙双方が認めた場合、その修復に掛かった費用は乙の負担とする。

## 3) 品質に関する確認事項について

本契約に際し、甲は乙に以下「確認事項」について事前の説明するものとする。

- ・本体を安全にお使いいただくための注意点について
- ・理想的な環境下における製造物(以降エアパック)の不良率の目安について
- ・使用環境の変動におけるエアパックの不良の発生傾向について
- ・本体のヒーター劣化消耗によるエアパックの不良発生傾向について
- ・本体の能力をより良い状態に保つための、乙による日常メンテナンスの必要性和内容について
- ・不具合の発生における予防措置(発見、特定、改善)の具体的方法について

乙(1名)は以上説明を受けたことを確認し、かつ以下に同意の上で本契約を締結するものとする。

- ・上記確認事項を包括する製造上の品質管理は、原則乙がその責任の中で行うものとする。
- ・上記確認事項の内容について必要な社内教育については乙自身で実施する。

## 4) 使用上の補償について

本レンタル契約はあくまでエアパックの製造装置の提供に関する契約であり、甲は下記に関する補償は一切行いません。

- ・不具合となったバック自体の補償
- ・不具合となったバックを原因とする、荷物の破損損傷等への補償

## 5) 契約の解除・更新・解除におけるレンタル料金の扱い

- ・本契約は乙による上記契約解除の通知がない限り、契約期間(毎月1日)で自動的に更新されるものとする。
- ・本契約の解除については乙より甲へ書面で通知を行い、甲の受付をもって完了とし、次月の契約更新を行わないものとする
- 又、解約日までの当月のレンタル費は日割り計算を行い、請求されるものとする。

## 6) 物品の納入

- ・レンタル契約時の1)記「設置・使用場所」への物品の納入、解約時の引き取り費用は原則甲が負担する。

## 7) 消耗品の調達

- ・乙はエアーキックで使用する消耗品(専用ロールフィルム)について、すべてを甲より購入するものとする。
- ・乙は購入した消耗品(専用ロールフィルム)は、解約時等いかなる場合も、これを返品することはできない。

以上契約事項について甲乙間で確認を行い、両者同意の証として署名、捺印する。

本契約書は2通作成し、甲乙各々1部を保管するものとする。

## 貸主(甲)

住所 愛知県名古屋市中区錦1-13-26  
名古屋伏見スクエアビル

会社名 エイキット・トレサ株式会社

署名 印

## 借主(乙)

住所 エンドユーザー様

会社名

署名 印

契約締結日 年 月 日